

南島原市ニュース

令和2年6月25日

タイトル

南島原市議会定例会開会
市長が開会あいさつを行いました

令和2年第2回南島原市議会定例会が開会し、市長が開会あいさつを行いました。

開会あいさつの原稿を提供いたします。

| | | | |
|------------|--------------|--------|------------------------------------|
| 担当部署 | 総務部 総務秘書課 | 担当者 | 小玉 博邦 |
| 直通 | 0957-73-6621 | E mail | gyousei@city.minamishimabara.lg.jp |
| 詳しくは ☎ | | 検索ワード | |
| 担当者 連絡先 | | | |

令和2年第2回南島原市議会定例会市長開会あいさつ

本日ここに、令和2年第2回南島原市議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆さまにはご健勝にてご出席を賜り、厚く御礼申し上げます。

また、全国市議会議長会 表彰を受けられました、^{かわたのりひで}川田典秀議員、

^{はやしだひさとみ}林田久富議長、^{しばたやすなり}柴田恭成議員、^{くろいわえいお}黒岩英雄議員、^{こばやしともなり}小林知誠議員、^{かねこ}金子

^{けんたろう}憲太郎議員に、心から受賞をお祝い申し上げます。今後とも市政振興のため、ますますご尽力賜りますようお願い申し上げます。

それでは、開会に当たり、前定例会以降、今日までの市政の重要事項についてご報告を申し上げるとともに、当面する諸課題について所信を申し述べたいと存じます。

【新型コロナウイルス感染症対策について】

はじめに、本市の新型コロナウイルス感染症対策の経過につきまして、ご報告いたします。

4月7日に7都府県へ緊急事態宣言が発出されたことに伴い、市民の皆様には、3密を避ける行動と外出自粛などを要請する市長メッセージを発出いたしました。

翌週の16日には緊急事態宣言が全国に拡大されたことにより、5月6日まで市の各施設を閉館することといたしました。

その後、5月7日には緊急事態宣言の延長が発出され、引き続き、感染防止対策を継続しておりましたが、5月14日に長崎県を含む39県の緊急事態宣言が解除されたことに伴い、各施設の利用制限を解除する方針を決定いたしました。

また、市民の皆様には、咳エチケットに加え、手洗い、3密の回避、特定警戒区域への往来を控えていただくことや国が示す「新しい生活様式」の実践など、引き続き感染防止について、協力をお願いを行いました。

そして、5月25日には緊急事態宣言が全国で解除され、今日に至っております。

この間、市民の皆様のご協力のもと、本市における感染者が出なかったことに対し、改めて感謝を申し上げます。

この期間内における感染防止対策につきましては、マスクを医療機関、福祉施設、保育所等、小中学校に合わせて13万枚配布し、また、次亜塩素酸水を延べ1,324世帯の市民及び147の事業所に、ご活用いただきました。

今後は、第2波・第3波の発生が懸念されるため、市民の皆様には、国が示す「新しい生活様式」を取り入れていただくとともに、

市におきましても、感染症予防のため、非接触型体温計の購入や消毒液、防護服など、備蓄品の充実を図ります。

また、市内で発生した場合の対応として、県・医療機関との連携を十分にとり、市民の皆様へ迅速に情報提供し、発生を最小限度に抑えることができるように、引き続き、感染症予防の対策に取り組んでまいります。

(特別定額給付金について)

次に、一人10万円の特別定額給付金につきましては、今月26日給付分までを含め、対象世帯1万8,897世帯(給付予定額4億8,600万円)のうち、98パーセントに当たる1万8,453世帯に対する給付手続を完了したところです。

(経済対策事業について)

次に、事業者に対する緊急経済対策事業でございますが、

まず、「中小・小規模事業者等事業継続支援金」につきましては、前年比で20パーセント以上売上げが減少し、経営が困窮している市内事業者への支援を行っており、昨日までに452の事業所の方から申請がっております。

農林水産業への支援につきましては、「農林水産業事業継続支援金」をはじめとし、「高収益作物次期作支援交付金事業」、「花き

消費拡大対策事業」、「肥育農家体質強化対策事業」及び「水産業経営支援事業」を新設いたしました。

「農林水産業事業継続支援金」については6月24日時点で50名（農林7名、水産43名）の申請がっております。また、その他の事業についても国、県事業と併せたところで手続を進めております。

次に、消費喚起クーポン券発行事業ですが、市内の飲食店で利用できる「南島原市を元気にする 食^くうポン券」を、来週から各支所の窓口で全市民に配布するようにしております。

また、感染症の影響で生活が一変し、不安を感じながら生活している本市出身の学生を支援するため、「ふるさと支え愛プロジェクト」として、本市の特産品にメッセージを添えて学生のもとへ届けております。

そのほか、緊急資金繰り支援資金を借り入れた場合の利子及び保証料の補助や、国の雇用調整助成金への上乗せ支給などに取り組んでおります。

観光客の激減により、多大な影響が生じている観光関係事業者に対する支援策として、「南島原市宿泊事業者事業持続化支援金」、「南島原市観光バス等事業者事業持続化支援金」、「南島原市民泊

事業者事業持続化支援金」の制度を創設し、観光事業者への支援を実施しております。

また、市内に宿泊される方の費用の2分の1を負担する「南島原市誘客プロジェクト宿泊キャンペーン」、市内での昼食が見込まれるツアーに対して費用の一部を負担する「南島原市送客支援事業」を展開し、本市への誘客を図ることとしております。

(市内小・中学校の教育活動の再開について)

市内小・中学校は、4月22日から5月10日まで一斉臨時休業としておりましたが、5月11日から、感染症対策を講じた上で教育活動を再開しております。

現在、児童生徒は欠席もほとんどなく、新しい生活様式のもと、元気に学校生活を送っているとの報告を受けております。また、部活動や社会体育についても、5月25日から県内に限って試合や演奏会等の交流が可能とされております。

今後、各小・中学校では、臨時休業での授業日数の減少を補うため、令和2年度の夏季休業日を7月23日から8月23日までとし、教育活動が継続されます。

(児童生徒1人1台端末の整備について)

また、文部科学省における「G I G A^{ギ ガ}スクール構想」の加速化を受けて、市内の小学4年生から中学3年生までの児童生徒への1人1台の情報端末整備について、前倒しして進めることとしております。

このことにより、新学習指導要領に沿った情報活用能力育成を図ると同時に、学校の臨時休業などにおいても端末を活用した遠隔授業等により、児童生徒の「学びの保障」ができるものと考えております。

【情報通信基盤整備について】

また、新型コロナウイルス感染症への対応を進めるため、在宅勤務などの「新たな日常」に必要な光ファイバなどの情報通信基盤の整備は急務となっており、国の2次補正予算にも計上されているところ です。

このため、先ほど申しました「G I G Aスクール構想」の推進並びに移住・定住、観光客の誘致、企業誘致などを推進する上で重要な要件となる情報通信基盤の整備を図ってまいります。

なお、この件を含め、国の2次補正予算に係る新型コロナウイルス感染症対策関連の事業につきましては、整理ができ次第、今定例会において、追加の補正予算案を提出させていただきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

【口之津歴史民俗資料館の開館について】

次に、口之津港ターミナルビル2階に新たに設置した口之津歴史民俗資料館「くちのつポートミュージアム」を、5月26日に開館いたしました。

資料館は、「口之津の繁栄を知ることができる中世・近現代」をテーマに、壁面グラフィック、ジオラマ、ガイダンス映像などの手法を取り入れ、来館者の皆様にとって、より魅力的に感じられる展示内容となっております。多くの方にご来館いただきますようお願いいたします。

【南島原ひまわり村の農林水産大臣賞受賞について】

市内の農林漁業体験民泊実践者で構成される「南島原ひまわり村」が、この度「第4回食育活動表彰」において、最高賞の農林水産大臣賞を受賞されました。食育活動表彰での同賞受賞は県内で初めてのことです。

これは、南島原ひまわり村が、修学旅行生を中心とした子供たちへ、食に対する知識や理解を深め、好奇心の醸成や食の大切さを伝えていることなどが高く評価されたものでございます。心からお喜び申し上げます。

では、これより、本定例 市議会に提案いたしました諸議案につきまして、その概要をご説明申し上げます。

今回、提案しました議案は、条例関係の議案が14件、令和2年度一般会計補正予算ほか、補正予算関係議案が2件、その他の議案が3件、合計19件でございます。

まず、条例関係でございますが、

議案第60号「南島原市税条例の一部を改正する条例について」は、

地方税法等の一部改正に伴い、新型コロナウイルス感染症等の影響の緩和を図るための特例措置を講ずるもののほか、所要の改正を行うものでございます。

次に、議案第61号「南島原市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について」は、

新型コロナウイルス感染症の影響による国民健康保険税の減免の申請期限の特例を定めるため、所要の改正を行うものでございます。

次に、議案第69号「南島原市奨学資金貸付基金条例の一部を改正する条例について」は、

本市の奨学資金制度の充実を図るため、貸付対象者の拡大及び基金管理について、所要の改正を行うものでございます。

次に、議案第58号「南島原市有馬湧水「ホテルの里」条例の一部を改正する条例について」のほか、議案第63号、議案第67号、議案第70号は、

公の施設の位置につきまして全庁的に確認を行ったところ、33の施設について、国土調査による合筆や分筆などにより地番が修正されていたもの等が反映されておりましたので、今回、改正を行うものでございます。

続きまして、補正予算関係でございますが、一般会計を含む2会計の補正予算でございます。

一般会計補正予算は、

- ・ G I G A^ギ スクール構想に係る小中学校の端末整備に要する経費
- ・ そうめん産業の振興に要する経費
- ・ 水産業の振興に要する経費
- ・ 畜産業の振興に要する経費
- ・ 田舎暮らし推進事業に要する経費

などを計上いたしております。

補正予算の総額は、

一般会計 4, 130万4千円の減

企業会計 171万1千円の増で、

これを現計予算に合算いたしますと、

一般会計 394億6, 261万6千円

企業会計 27億4, 561万3千円

となります。

このほかの議案といたしましては、

- ・法改正等に伴う関係諸条例の改正
- ・あらたに生じた土地の確認及び字の区域の変更について
- ・長崎県病院企業団の共同処理する事務の変更及び規約の変更について
- ・市長の調査等の対象となる法人である株式会社みずなし本陣の平成31年度経営状況の報告

を提案いたしております。

以上、このたび提案いたしました案件の概要を申し上げます。

各議案につきましては、この後担当部長から説明をさせますので、何とぞ、よろしくご審議くださいますよう、お願い申し上げます。